

公益財団法人群馬県スポーツ協会

群馬県民スポーツ大会補助事業費交付金交付要項

- 1 公益財団法人群馬県スポーツ協会は、広く県民の間にスポーツを普及推進し、その発展とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、あわせて健康の保持増進、体力の向上及び生活の活性化をはかることを目的として開催する、群馬県民スポーツ大会の当該競技団体に交付金を交付することに関しての必要事項を定めるものとする。
- 2 この要項で定める当該競技団体への交付金の額については、予算の範囲内で交付するものとし、別記交付金一覧のとおりとする。
- 3 この交付金の交付は、当該競技団体会長からの請求書（別記様式1）に基づいて交付するものとする。
- 4 この交付金の交付を受けた当該競技団体は、競技会終了後2週間以内に本協会理事長あてに報告書（別記様式2）を提出するものとする。

平成24年6月6日制定
平成25年4月1日改訂
平成31年4月1日改訂